

○八尾市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例

令和元年12月23日条例第29号

八尾市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第68条の5第1項の規定に基づき、無料低額宿泊所（無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準（令和元年厚生労働省令第34号。以下「令」という。）第1条に規定する無料低額宿泊所をいう。以下同じ。）の設備の規模及び構造並びに福祉サービスの提供の方法、利用者等からの苦情への対応その他の無料低額宿泊所の運営に関する基準を定めるものとする。

(基準)

第2条 無料低額宿泊所の設備の規模及び構造並びに福祉サービスの提供の方法、利用者等からの苦情への対応その他の無料低額宿泊所の運営に関する基準は、令、次項及び第3項に定めるところによる。

2 無料低額宿泊所の職員（令第6条第1項に規定する施設長を含む。）その他の無料低額宿泊所の運営に携わる者は、令第6条第3項に定めるもののほか、八尾市暴力団排除条例（平成25年八尾市条例第20号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者であってはならない。

3 無料低額宿泊所の一の居室の床面積（収納設備を除く。）については、令第12条第6項第1号ハただし書の規定を適用せず、同号ハ本文に規定する基準である7.43平方メートル以上でなければならない。

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(適用)

2 第2条第1項の規定により無料低額宿泊所の居室の基準について令附則第3条第1項の規定を適用する場合においては、同項中「第12条第6項第1号ハ」とあるのは「第12条第6項第1号ハ本文」と、「同号ハ」とあるのは「同号ハ本文」とする。